

都道府県	市区町村名	1. 就学援助制度の周知方法														
		(1) 就学援助制度の周知方法(あてはまるもの全てに○)									(2) ケの内容	(3) 就学援助(要保護・準要保護)の申請期間(あてはまるもの全てに○)				(4) エの内容・補足事項
		ア. 教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ. 自治体の広報誌等に制度を記載	ウ. 就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ. 就学時の健康診断の際に学校で就学援助制度の書類を配布	オ. 学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ. 入学時に学校で就学援助制度の書類を配布	キ. 毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布	ク. 民生委員やスクールワーカー等から案内を配布	ケ. その他(2)		ア. 申請締切を設定し、期間内の申請のみ受け付け	イ. 随時申請を受け付けており、年度当初分から援助	ウ. 随時申請を受け付けており、締切を過ぎた申請の場合は申請月や認定月以降分から援助	エ. その他(4)	
82	82	41	16	22	10	28	46	79	1	10	10	10	18	52	2	2
長野県	長野市	○					○	○						○		
長野県	松本市	○	○				○	○						○		
長野県	上田市	○	○	○	○	○	○	○						○		
長野県	岡谷市	○					○	○						○		
長野県	飯田市	○		○	○	○	○	○						○		
長野県	諏訪市	○					○	○						○		
長野県	須坂市	○	○			○		○						○		
長野県	小諸市	○				○		○						○		
長野県	伊那市	○					○	○		○	児童扶養手当申請時に案内			○		
長野県	駒ヶ根市	○			○		○	○						○		
長野県	中野市	○		○		○	○	○						○		
長野県	大町市	○					○	○						○		
長野県	飯山市	○		○				○						○		
長野県	茅野市	○					○	○		○	未就学児(年長)へ保育園を通じて就学援助制度の書類を配布			○		
長野県	塩尻市	○	○	○		○	○	○					○			
長野県	佐久市	○	○		○	○	○	○						○		
長野県	千曲市	○				○	○	○						○		
長野県	東御市						○	○						○		
長野県	安曇野市	○	○				○	○						○		
長野県	小海町		○	○				○					○			
長野県	川上村							○						○		
長野県	南牧村				○	○	○	○				○				
長野県	南相木村						○	○				○				
長野県	北相木村						○	○						○	○	基本的にアとし、転入や災害等で被災したような場合は申請を受け付ける。
長野県	佐久穂町	○					○	○						○		
長野県	軽井沢町	○	○		○		○	○						○		
長野県	御代田町					○	○	○						○		
長野県	立科町	○					○	○						○		
長野県	青木村						○	○						○		
長野県	長和町		○					○						○	○	年度当初に期限を定めて受付をしているが、期限後に申請があれば審査のうえ支給決定をしている。
長野県	下諏訪町	○			○	○	○	○						○		
長野県	富士見町		○		○		○	○				○				
長野県	原村		○	○				○				○				
長野県	辰野町	○		○			○	○						○		
長野県	箕輪町	○				○		○					○			
長野県	飯島町					○		○						○		
長野県	南箕輪村					○		○		○	保育園年長及び小学校6年生保護者あてに案内を配布			○		
長野県	中川村					○		○		○	6月に随時受付のための案内と申請書を家庭数で配布			○		
長野県	宮田村						○	○						○		

		1. 就学援助制度の周知方法															
都道府県	市区町村名	(1) 就学援助制度の周知方法(あてはまるもの全てに○)								(2) ケの内容	(3) 就学援助(要保護・標準保護)の申請期間(あてはまるもの全てに○)				(4) エの内容・補足事項		
		ア. 教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ. 自治体の広報誌等に制度を記載	ウ. 就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ. 就学時の健康診断の際に学校で就学援助制度の書類を配布	オ. 学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ. 入学時に学校で就学援助制度の書類を配布	キ. 毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布	ク. 民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布		ケ. その他	ア. 申請締切を設定し、期間内の申請のみ受け付け	イ. 随時申請を受け付けており、年度当初分から援助	ウ. 随時申請を受け付けており、締切を過ぎた申請の場合は申請月や認定月以降分から援助		エ. その他	
長野県	松川町							○	○					○			
長野県	高森町	○						○	○					○			
長野県	阿南町			○				○	○					○			
長野県	阿智村			○				○	○					○			
長野県	平谷村		○					○		○	学校と保護者の懇談会等の場で説明			○			
長野県	根羽村									○				○			
長野県	下條村							○		○				○			
長野県	売木村									○				○			
長野県	天龍村							○		○	毎年時期を見て教育委員会より全家庭に制度の案内通知を発送	○		○			
長野県	泰阜村	○						○		○				○			
長野県	喬木村							○		○				○			
長野県	豊丘村	○						○		○	学校を通じて保護者宛てに書面で周知			○			
長野県	大鹿村							○		○				○			
長野県	上松町									○				○			
長野県	南木曾町									○	冊子「なぎそ 子ども・子育て支援ハンドブック」(町内全戸配布済み)の中で、制度についての記載あり。(町ホームページからダウンロード可)			○			
長野県	木祖村									○				○			
長野県	王滝村									○				○			
長野県	大桑村									○				○			
長野県	木曾町	○								○				○			
長野県	麻績村	○		○		○				○				○			
長野県	生坂村			○						○				○			
長野県	山形村	○		○	○	○	○	○	○	○				○			
長野県	朝日村									○				○			
長野県	筑北村	○			○					○				○			
長野県	池田町	○	○							○				○			
長野県	松川村			○						○	区域外就学保護者へは、就学案内の書類とともに送付			○			
長野県	白馬村	○		○						○				○			
長野県	小谷村									○				○			
長野県	坂城町	○		○						○	家庭訪問等に、対象になるとされる家庭に対し、担任教師が説明			○			
長野県	小布施町									○				○			
長野県	高山村			○						○				○			
長野県	山ノ内町	○								○				○			
長野県	木島平村									○				○			
長野県	野沢温泉村			○						○				○			
長野県	信濃町	○		○						○				○			
長野県	小川村									○				○			
長野県	飯綱町	○								○				○			

		1. 就学援助制度の周知方法														
都道府県	市区町村名	(1) 就学援助制度の周知方法(あてはまるもの全てに○)									(2) ケの内容	(3) 就学援助(要保護・準要保護)の申請期間(あてはまるもの全てに○)				(4) エの内容・補足事項
		ア. 教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ. 自治体の広報誌等に制度を記載	ウ. 就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ. 就学時健康診断の際に学校で就学援助制度の書類を配布	オ. 学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ. 入学時に学校で就学援助制度の書類を配布	キ. 毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布	ク. 民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ. その他 →(2)		ア. 申請締切を設定し、期間内の申請のみ受け付け	イ. 随時申請を受け付けており、年度当初分から援助	ウ. 随時申請を受け付けており、締切を過ぎた申請の場合は申請月や認定月以降分から援助	エ. その他 →(4)	
長野県	栄村	○						○						○		
長野県	上田市長和町中学校組合							○		○					○	
長野県	辰野町塩尻市小学校組合	○		○				○		○				○		
長野県	松本市・山形村・朝日村中学校組合	○	○					○		○				○		
長野県	塩尻市辰野町中学校組合	○	○	○		○		○		○				○		
長野県	小海町北相木村南相木村中学校組合		○	○				○						○		

都道府県	市区町村名	1. 就学援助制度の周知方法							(6) キの内容	(7) 就学援助制度周知の工夫
		(5) 就学援助(要保護・準要保護)の申請書の提出方法 (あてはまるもの全てに○)								
		ア. 希望者が学校に提出(申請者のみ提出)	イ. 希望者が教育委員会に提出(申請者のみ提出)	ウ. 希望者が学校もしくは教育委員会は教育委員会に提出(申請者のみ提出)	エ. 全員が学校に提出(申請の有無にかかわらず全員提出)	オ. 全員が教育委員会に提出(申請の有無にかかわらず全員提出)	カ. 全員が学校もしくは教育委員会に提出(申請の有無にかかわらず全員提出)	キ. その他(6)		
長野県	松川町	○								平易な文面を使用、援助対象となる年間所得の目安額(前年度実績)を記載、転入者への就学援助制度の説明 全ての児童生徒に4月中に説明書類及び申請書を配布 ・支給対象となる年間所得の目安額や世帯モデルを掲載している。
長野県	高森町			○						
長野県	阿南町	○								
長野県	阿智村			○						
長野県	平谷村		○							
長野県	根羽村		○							
長野県	下條村		○							
長野県	売木村	○								
長野県	天龍村	○								
長野県	桑原村	○								
長野県	喬木村		○						税務部局、福祉部局と情報共有し、要件に該当しそうな世帯に対し案内を送付している。	
長野県	豊丘村			○						
長野県	大鹿村			○						
長野県	上松町	○								
長野県	南木曾町			○						
長野県	木祖村	○								
長野県	王滝村	○								
長野県	大桑村	○								
長野県	木曾町	○							町内小中学校にて全児童生徒保護者へ制度概要書類を申請書と併せて毎年配布している。	
長野県	麻績村			○						
長野県	生坂村			○						
長野県	山形村		○						申請書にその他欄を設け、新型コロナウイルス感染症の影響による収入の急減による申請の場合はその旨記入してもらうようにした。	
長野県	朝日村	○								
長野県	筑北村			○						
長野県	池田町	○								
長野県	松川村			○						
長野県	白馬村	○							世帯人員の年間所得目安額記載	
長野県	小谷村	○							毎年、申請書等の案内を全児童・生徒へ配布。	
長野県	坂城町	○								
長野県	小布施町	○								
長野県	高山村	○								
長野県	山ノ内町	○								
長野県	木島平村			○						
長野県	野沢温泉村	○								
長野県	信濃町			○					通知に各費目の援助額の記載	
長野県	小川村	○								
長野県	飯綱町	○							毎年年度当初に、学校から全保護者へ通知を配布しており、転入者についてはその都度通知を配布。 黒文字のみの簡単な制度説明の通知を配布していたが、本年度より通知に代わるチラシを作成し、目につきやすいようにカラー(3色程度)のもので、強調したい部分に下線を引いたり、文字色を変更するなど対応した。	

都道府県	市区町村名	1. 就学援助制度の周知方法							(6) キの内容	(7) 就学援助制度周知の工夫
		(5) 就学援助(要保護・準要保護)の申請書の提出方法 (あてはまるもの全てに○)								
		ア. 希望者が学校に提出(申請者のみ提出)	イ. 希望者が教育委員会に提出(申請者のみ提出)	ウ. 希望者が学校もしくは教育委員会に提出(申請者のみ提出)	エ. 全員が学校に提出(申請の有無にかかわらず全員提出)	オ. 全員が教育委員会に提出(申請の有無にかかわらず全員提出)	カ. 全員が学校もしくは教育委員会に提出(申請の有無にかかわらず全員提出)	キ. その他(6)		
長野県	栄村	○								
長野県	上田市長和町中学校組合	○								
長野県	辰野町塩尻市小学校組合	○								
長野県	松本市・山形村・朝日村中学校組合	○							転入者には各学校から必ず就学援助制度を説明している	
長野県	塩尻市辰野町中学校組合	○							外国語(英語、ポルトガル語)の申請書を作成している。	
長野県	小海町北相木村南相木村中学校組合	○	○	○					担任が年度当初の家庭訪問の際に全児童保護者へ案内文を配布	

都道府県	市区町村名	2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給(要保護及び準要保護)																								
		令和3年7月時点の実施(検討)状況(あてはまるもの1つに○)																								
		<中学校>																								
		(1) 実施・検討状況について						(3) (1)でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、イと回答した場合は導入開始を検討(予定)している時期						(4) (1)でアと回答した場合、支給した時期(複数回支給している場合は最初の時期)						(5) (4)でウと回答した場合、その理由(当てはまるもの全てに○)				(6) エの内容		
ア. 入学前支給を行っている。	イ. 入学前支給を行っていないが、現在検討している。	ウ. 入学前支給を行っておらず、現在検討していない。	エ. その他(2)	(2) エの内容	ア. 令和2年度(令和3年度新入学分)以前	イ. 令和3年度(令和4年度新入学分)	ウ. 令和4年度(令和5年度新入学分)以降	エ. 未定	ア. 8月以前	イ. 9月	ウ. 10月	エ. 11月	オ. 12月	カ. 1月	キ. 2月	ク. 3月	ケ. 4月初旬(入学式前)	ア. 予算の確保が困難だから。	イ. 規則改正などの内部手続きに時間がかかるから。	ウ. 認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから。	エ. その他(6)					
82	82	59	5		12	6	6	59	1	0	4	1	0	0	0	0	2	22	34	0	1	0	10		2	2
長野県	長野市	○						○											○							
長野県	松本市	○						○											○							
長野県	上田市	○					○										○									
長野県	岡谷市	○					○											○								
長野県	飯田市	○					○											○								
長野県	諏訪市	○					○											○								
長野県	須坂市	○					○											○								
長野県	小諸市	○					○											○								
長野県	伊那市	○					○											○								
長野県	駒ヶ根市	○					○											○								
長野県	中野市	○					○											○								
長野県	大町市	○					○											○								
長野県	飯山市	○					○											○								
長野県	茅野市	○					○											○								
長野県	塩尻市	○					○											○								
長野県	佐久市	○					○							○												
長野県	千曲市	○					○											○								
長野県	東御市	○					○											○								
長野県	安曇野市	○					○											○								
長野県	小海町		○																	○						
長野県	川上村		○						○																	
長野県	南牧村	○					○											○								
長野県	南相木村				○																					
長野県	北相木村				○																					
長野県	佐久穂町	○					○											○								
長野県	軽井沢町	○					○											○								
長野県	御代田町	○					○											○								
長野県	立科町	○					○											○								
長野県	青木村	○					○											○								
長野県	長和町	○					○											○								
長野県	下諏訪町	○					○											○								
長野県	富士見町	○					○											○								
長野県	原村	○					○											○								
長野県	辰野町	○					○											○								
長野県	箕輪町	○					○											○								
長野県	飯島町	○					○											○								
長野県	南箕輪村	○					○											○								
長野県	中川村	○					○											○								
長野県	宮田村	○					○											○								

都道府県	市区町村名	3. 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた家計急変世帯の認定について(準要保護)					4. 就学援助制度の根拠規定・認定基準について																	(4) ソ、タ又は子 を回答した場合、生活保護基準額等に掛ける 係数(倍率)	(5) ツを回答した 場合、市区町村 民税課税最低 限度額に掛ける 係数(倍率)	(6) テの内容	(7) 補足事項
		(1) 当てはまるもの1つに○					(3) 令和3年度当初における準要保護の認定基準(該当するもの全てに○)																				
		ア. 従前より家計急変世帯の認定を行っており、その際と同様の基準により認定	イ. 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて、新たに認定基準を整備し、その基準により認定	ウ. 相談があった場合、事例に応じて個別に対応	エ. 新たに認定基準を整備することを検討中	オ. その他 →(2)	ア. 生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ. 市区町村民税の非課税	ウ. 市区町村民税の減免	エ. 国民年金保険料の免除	オ. 国民健康保険料の減免または徴収の猶予	カ. 児童扶養手当の支給	キ. 保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク. P・T・A会費、学級費等学校の納付金の減免が行なわれている者	ケ. 個人の事業税の減免	コ. 固定資産税の減免	サ. 学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学等で保護者がきわめて悪いと認められるもの	シ. 経済的理由による欠席日数が多い者	ス. 保護者の職業が不安定で生活状態が悪いと認められる者	セ. 生活福祉資金による貸付け	ソ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの)(例:生活保護の1.3倍、1.5倍等)(係数(倍率)を(4)に記入してください。)	タ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(例:生活保護の1.3倍(394万円)、1.5倍(455万円)等)→係数(倍率)を(4)に記入。	チ. 特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額。又は同基準額に一定の係数を掛けたものを(4)に記入。				
長野県	栄村		○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○								
長野県	上田市長和町中学校組合			○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○								
長野県	辰野町塩尻市小学校組合			○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○			1.2		学校長又は民生(児童)委員が特に援助を必要と認める状態にある者	
長野県	松本市・山形村・朝日村中学校組合	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					2.21		・学校長が特に援助を必要と認める状態にある者 ・保護者等が不慮の災害、事故、疫病等によりその世帯の生計に著しい変化を生じ、生活が困難と認められる者	・生活保護基準を所得に換算し、それが世帯の総所得で計算された金額の2.21倍未満であれば認定 ・生活保護基準については、例年前年の4月1日の基準を用いていたが、生活保護基準見直しによる影響がないよう、見直し前の基準(平成25年4月1日時点)を用いている。
長野県	塩尻市原野町中学校組合		○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.3			
長野県	小海町北相木村南相木村中学校組合			○		○																				市町村民税所得割非課税世帯	

都道府県	市区町村名	5. 生活保護基準見直しによる準要保護への影響及び対応について								6. 就学援助率
		4. (3)で「ア」を回答した場合、平成30年10月から段階的に実施されている生活保護基準の見直しに伴い、見直し前と比べて、生活保護基準額が減額となる場合についての令和3年4月以降の対応								
		(1) 令和3年4月以降、準要保護の認定基準として認定基準に反映させるか。		(2) (1)で「イ」を回答した場合、いつの時点の生活保護基準を参照しているか。		(3) (1)で「ア」を回答した場合、令和3年4月以降、生活保護基準見直しにより、従前の基準であれば要保護・準要保護として認定される保護者の認定結果に変動がある場合、生活保護基準見直しの影響に対して、何らかの対応を行っているか。				
		ア. 反映させる(新たな認定基準に更新)	イ. 反映させない(従前の認定基準を継続)	年	月	ア. 生活保護基準見直しの影響が生じる可能性があるため、対応している。(見直し後の生活保護基準に基づく準要保護の認定基準で否認定となった者は、改めて、見直し前の生活保護基準に基づく準要保護の認定基準により再認定など)	イ. 生活保護基準見直しの影響が生じないと想定されるため、対応していない(準要保護者がいない等)	ウ. 生活保護基準見直しの影響が生じると想定されるが、対応していない	エ. その他 →(4)	
長野県	松川町									15%未満
長野県	高森町	○						○		10%未満
長野県	阿南町	○						○		10%未満
長野県	阿智村									10%未満
長野県	平谷村									25%未満
長野県	根羽村									15%未満
長野県	下條村									10%未満
長野県	売木村									10%未満
長野県	天龍村									0%
長野県	秦草村									10%未満
長野県	香木村									10%未満
長野県	豊丘村									10%未満
長野県	大鹿村									15%未満
長野県	上松町									10%未満
長野県	南木曾町									5%未満
長野県	木祖村									5%未満
長野県	王滝村	○						○		0%
長野県	大桑村									10%未満
長野県	木曾町									10%未満
長野県	麻績村									15%未満
長野県	生坂村									20%未満
長野県	山形村									15%未満
長野県	朝日村									5%未満
長野県	筑北村									10%未満
長野県	池田町									15%未満
長野県	松川村	○						○		10%未満
長野県	白馬村	○						○		15%未満
長野県	小谷村									10%未満
長野県	坂城町									15%未満
長野県	小布施町									5%未満
長野県	高山村									10%未満
長野県	山ノ内町									15%未満
長野県	木島平村									5%未満
長野県	野沢温泉村									5%未満
長野県	信濃町									10%未満
長野県	小川村									10%未満
長野県	飯綱町	○	平成29		4					10%未満

都道府県	市区町村名	B. その他
		(1) 就学援助制度の運用や、経済的に困窮している児童生徒に対する取組・対応について、これまでの回答への補足
82	82	1
長野県	長野市	
長野県	松本市	
長野県	上田市	
長野県	岡谷市	
長野県	飯田市	
長野県	諏訪市	
長野県	須坂市	
長野県	小諸市	
長野県	伊那市	
長野県	駒ヶ根市	
長野県	中野市	
長野県	大町市	
長野県	飯山市	
長野県	茅野市	【経済的に困窮している児童生徒に対する取組・対応】 ・離婚の場合は現年度の給与等を確認し、認定可否を判断。 ・離婚の場合は現況の世帯人員を確認し、認定可否を判断。 ・学年費未納等で、学校が支援が必要と考える家庭は認定。 ・市税、固定資産税、国民健康保険料、年金等の納付を免除されている家庭は認定。 ・所得判定で不認定となった家庭について、別途相談の案内。
長野県	塩尻市	
長野県	佐久市	
長野県	千曲市	
長野県	東御市	
長野県	安曇野市	
長野県	小海町	
長野県	川上村	
長野県	南牧村	
長野県	南相木村	
長野県	北相木村	
長野県	佐久穂町	
長野県	軽井沢町	
長野県	御代田町	
長野県	立科町	
長野県	青木村	
長野県	長和町	
長野県	下諏訪町	
長野県	富士見町	
長野県	原村	
長野県	辰野町	
長野県	箕輪町	
長野県	飯島町	
長野県	南箕輪村	
長野県	中川村	
長野県	宮田村	

都道府県	市区町村名	B. その他
		(1) 就学援助制度の運用や、経済的に困窮している児童生徒に対する取組・対応について、これまでの回答への補足
長野県	松川町	
長野県	高森町	
長野県	阿南町	
長野県	阿智村	
長野県	平谷村	
長野県	根羽村	
長野県	下條村	
長野県	売木村	
長野県	天龍村	
長野県	秦草村	
長野県	香木村	
長野県	豊丘村	
長野県	大鹿村	
長野県	上松町	
長野県	南木曾町	
長野県	木祖村	
長野県	王滝村	
長野県	大桑村	
長野県	木曾町	
長野県	麻績村	
長野県	生坂村	
長野県	山形村	
長野県	朝日村	
長野県	筑北村	
長野県	池田町	
長野県	松川村	
長野県	白馬村	
長野県	小谷村	
長野県	坂城町	
長野県	小布施町	
長野県	高山村	
長野県	山ノ内町	
長野県	木島平村	
長野県	野沢温泉村	
長野県	信濃町	
長野県	小川村	
長野県	飯綱町	

都道府県	市区町村名	B. その他
		(1) 就学援助制度の運用や、経済的に困窮している児童生徒に対する取組・対応について、これまでの回答への補足
長野県	栄村	
長野県	上田市長和町中学校組合	
長野県	辰野町塩尻市小学校組合	
長野県		
長野県	松本市・山形村・朝日村中学校組合	
長野県	塩尻市辰野町中学校組合	
長野県	小海町北相木村南相木村中学校組合	